

契 約 書

デイサービスくるま花水木

_____様（以下、「利用者」といいます）と、特定非営利活動法人 淡路島シャロームの会が運営する、デイサービスくるま花水木（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う通所介護について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

- 第1条 事業者は、介護保険法令と本契約の定めるところにより、利用者に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護を提供します。
- 2 利用者は、事業者に対し、【重要事項説明書】の記載に従って、事業者から受けたサービスに対する利用料金等、費用を支払います。

（契約期間）

- 第2条 この契約の期間は_____年_____月_____日から利用者の要支援 認定または要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（通所介護計画）

- 第3条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画」を作成します。事業者はこの「通所介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

（通所介護の内容とその提供）

- 第4条 事業者は、前条に定めた通所介護計画に沿って通所介護を提供します。
- 2 事業者は、保険給付対象サービスとして、下記のサービスを提供します。
- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介護 その他日常生活上の支援
 - ② 日常生活の中での機能訓練
 - ③ 相談援助
 - ④ 健康管理
- 3 事業者は、保険給付対象外サービスとして、次の各号のサービスを提供します。
- ① 食事（おやつを含む）の提供
 - ② おむつの提供
 - ③ レクリエーションの提供 他
- 4 利用者は、サービス内容変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。事業者はその内容を検討し変更できる場合は変更します。

（サービス提供の記録）

- 第5条 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に際し、作成した記録書類を、契約終了後2年間保管します。
- 2 利用者または利用者のご家族は、事業者に対し第1項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。事業者は、謄写に要する費用として、【重要事項説明書】に定める料金を請求することができます。

(利用料金)

第6条 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の利用料金を基に計算された月毎の合計金額を支払います。

- 2 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月7日頃までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月料金の合計額を翌月末日までに事業者の指定する方法で支払います。

(サービスの中止)

第7条 利用者は、事業者に対してサービス実施日の前営業日の午後6時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

- 2 利用者が、サービス実施日の前営業日の午後6時までに通知することなくサービスの中止を希望した場合は、事業者は利用者に対して、【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の一部をキャンセル料として請求することができます。この場合の料金は前条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。

(料金等の変更)

第8条 事業者は利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより、利用料および食事等の、料金の変更(増額または減額)を申し入れることができます。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。

(契約の解除)

第9条 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ② 事業者が守秘義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ 事業者が破産した場合

- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合
- ② 利用者またはその家族等が、事業者や従業員または利用者に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為、背信行為を行った場合

- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合

- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合

(秘密保持)

第10条 事業者、および事業所の職員は、正当な理由がある場合を除き、サービスの提供に際して知りえた利用者およびその家族に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

- 2 利用者は、事業者がサービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いることに同意します。事業者は、利用者および家族の個人情報を第三者に提供する場合は、事前に文書で同意を得ることとします。

(事故発生時の対応および賠償責任)

第11条 事業者は、介護サービスの提供に当たって、事故が発生した場合は速やかに、市町村、利用者のご家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

- 2 前項の場合において、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対し、速やかにその損害を賠償します。
- 3 事業者は、損害賠償保険に加入します。
- 4 利用者の故意または重過失により、設備または備品に通常の保守管理の程度を超える補修等が必要となった場合は、利用者がその費用を負担します。

(緊急時の対応)

第12条 事業者は、通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、医療機関に協力要請を取るなど必要な措置を講じます。

(連携)

第13条 事業者は、通所介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(相談・苦情対応)

第14条 利用者または家族は、提供されたサービスに疑問や苦情がある場合、いつでも【重要事項説明書】に記載の苦情受付窓口にお問い合わせや苦情申し立てをすることができます。その場合、事業者は迅速、適切に対処し、サービスの向上改善に努めます。

- 2 利用者は、介護保険法令に従い、市町村および国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由として利用者に対していかなる不利益待遇、差別待遇も行いません。

(裁判管轄)

第15条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者と事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることに予め合意します。

(本契約に定めのない事項)

第16条 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、双方が誠意をもって処理するものとします。

上記の契約の証として、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

年 月 日

【利用者】

住 所

氏 名 _____ 印

署名代行者

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

利用者との関係：

署名代行理由：

住 所

氏 名 _____ 印

【事業者】

住 所 兵庫県淡路市久留麻221番地3

事業者名 特定非営利活動法人 淡路島シャロームの会

代表者 岡田光正 印

【事業所】

住 所 兵庫県淡路市久留麻236番地

事業所名 デイサービスくるま花木
(事業所番号 2891600096)

【契約書別紙】

1. 通所介護内容

(1) ご利用日 毎週 月・火・水・木・金・土・日 曜日
(ご利用日に○を付けてください)

(2) ご利用時間 : ~ :

(3) ご利用場所 兵庫県淡路市久留麻236番地

2. 利用料金計算方法

【利用料金（1回） _____ 円 × 利用日数 _____ 日】

+

【各種加算料金 _____ 円 × 利用日数 _____ 日】

＝利用料金合計 _____ 円

その他、自己負担となるものは【重要事項説明書】に記載したとおりです